

第1章 委任契約

第1条（契約の趣旨）

この契約は、〇〇〇〇（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、本日以降、甲が正常な状態にある間、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を委任し、その代理権を与えるものである。

2 この委任事務は、甲が乙の事務処理の必要を生じた場合に、乙に対し通知することにより実行するものとする。

第2条（任意後見契約との関係）

この契約を結んだ後、甲が精神上の病気等により判断能力が不十分な状況になり、乙が第2章の任意後見契約による後見事務を行うのがよいと認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をする。

2 この契約は、第2章の任意後見契約について、任意後見監督人が選任され効力を生じたときに終了する。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録A（委任契約）」記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、乙にその事務処理のため代理権を与える。

第4条（証書等の引渡し等）

甲は、乙に対し、本件委任事務処理のために必要と認める次の証書及びこれらに準ずるものを、その必要に応じて引き渡す。

①登記済権利証、②実印・銀行取引印、③印鑑登録カード、④預貯金通帳、⑤各種キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧その他重要書類

2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付してこれを保管し、本件委任事務を処理するために使用することができる。

第5条（費用の負担）

乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産の中からこれを支出することができる。

第6条（報酬）

乙の本件委任事務処理は、無報酬とする。

第7条（報告）

乙は、甲に対し、3か月ごとに、本件委任事務処理の状況につき報告書を提出して報告する。

2 甲は、乙に対し、いつでも本件委任事務処理状況について報告を求めるこ

とができる。

第8条（契約の変更）

この契約に定めた代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするも甲とする。

第9条（契約の解除）

甲及び乙は、いつでもこの契約を解除することができる。ただし、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

第10条（契約の終了）

この契約は、第2条第2項の場合のほか、次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (2) その他法定の終了事由が生じたとき

第2章 任意後見契約

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、任意後見契約に関する法律第4条第1項に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」、すなわち甲の判断能力が不十分な状況になった場合に、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うことを委任し、乙は、これを受任する。

第2条（契約の発効）

前条の契約（以下、「本任意後見契約」という。）は、家庭裁判所において、乙の後見事務を監督する任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録B（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を行うに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとする。乙は、その事務処理のため、必要に応じて甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況について報告を求め、主治医など医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けることなどして、甲の生活状況や健康状態の把握に努めるものとする。

第5条（証書等の保管等）

乙は、甲から本件後見事務を行うために必要な次の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法（保管者、

保管場所)を記載した預り証を交付する。

①登記済権利証、②実印・銀行取引印、③印鑑登録カード、④預貯金通帳、⑤各種キャッシュカード、⑥有価証券・その預り証、⑦年金関係書類、⑧その他重要書類

2 乙は、本任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

3 乙は、本件後見事務を処理するため、前記の証書等を使用するほか、必要な範囲で後見事務に関連すると思われる郵便物等を開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙が本件後見事務を行うために必要な費用は、甲が負担するものとし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

乙による後見事務処理は、無報酬とする。

第8条（報告）

乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告するものとする。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
- (3) 甲を代理して受け取った金銭及び支払った金銭の状況
- (4) 甲の身上監護について行った措置
- (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方

2 乙は、任意後見監督人の請求がある場合には、いつでも速やかに求められた事項について報告する。

第9条（契約の解除）

任意後見監督人が選任される前においては、甲又は乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、この契約を解除することができる。

2 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、この契約を解除することができる。

3 契約を解除した当事者は、直ちに任意後見契約の終了登記手続をする。

第10条（契約の終了）

この契約は次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡又は破産手続開始決定を受けたとき
- (2) その他法定の終了事由が生じたとき

2 任意後見監督人選任後に終了事由が生じた場合、甲又は乙は速やかにその

旨を任意後見監督人に通知し、任意後見終了の登記を申請しなければならない。